平成２３年度第３回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成２３年１２月１９日（月）
午後１時３０分から
場所：市川市役所３階　第５委員会室

次　　第

１．　議　題　　（１）平成２５年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて
（２）市川市幼児教育振興プログラムの評価について

２．　その他
・次回開催日程について

○当日配布資料

次　　第

参考資料	２	保育園保育料の設定	Ｐ　１
		平成２３年度保育園保育料徴収額表	Ｐ　２

○事前送付資料

審議資料	１５	私立幼稚園補助金制度（平成２２年度決算）	Ｐ　１
審議資料	１６	私立幼稚園に係わる経費（平成２２年度決算近隣市比較）	Ｐ　２
審議資料	１７	保育料積算比較（減価償却額等を含む）	Ｐ　３
審議資料	１８	平成２２年度幼児教育振興プログラムの主な重点事業の評価	Ｐ　４～Ｐ１０
審議資料	１９	幼児教育振興プログラム新旧対象表	Ｐ１１
参考資料	１	市立幼稚園保育料の見直しに関わる質問・意見	Ｐ　１～Ｐ　９

審議資料15

私立幼稚園補助金制度(平成22年度決算)　(私立幼稚園似施設の保護者に対する補助金を除く)

NO	補助金名	目的	支給対象	金額等	申請及び交付
①	私立幼稚園園児補助金 決算額:179，460千円 市川市単独事業(100%)	私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図りもって幼児教育の振興に資する。 私立幼稚園園児補助金交付規則	6月1日～10月1日までの間、継続して公認の私立幼稚園に在園し、かつ、市川市に住民登録又は外国人登録をしている園児の保護者に支給。 6月1日～10月1日までの入退園者については月割支給。 所得制限無し	年　額　35，000円／人 対象者　5，196人	○申請:5月下旬 ○交付:7月中旬～8月下旬 市内及び近隣市:市→園→保護者 上記以外:市→保護者(振込)
②	私立幼稚園就園奨励費補助金 決算額:263，855千円 国　1/3　市川市　2/3 県　無し	私立幼稚園の設置者が、保護者から徴収する保育料等(保育料及び入園料)を減免した場合、幼稚園の設置者に対して、所得区分に応じ国庫補助基準の補助金を交付することにより、保護者負担の軽減を図る。 私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則	6月1日～10月1日までの間、継続して公認の私立幼稚園に在園し、かつ、市川市に住民登録又は外国人登録をしている園児の保護者に支給。 6月1日～10月1日までの入退園者については月割支給。 市民税所得割額183,000円以下の世帯が対象。 所得制限あり	世帯の収入状況、通園する第1子・第2子・第3子以降の区分により異なる。 年　額　43，600円から299，000円 対象者　2，977人	申請:6月下旬 交付:12月中旬 市→園→保護者
※審議資料4「保育料積算比較」対象補助金　計443，315千円(①＋②)					
③	私立幼稚園等子育て支援金(子ども3人以上) 決算額:22，111千円 市川市単独事業(100%)	私立幼稚園・幼稚園類似施設に在園する3番目以降の園児の保護者に対し、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て環境の整備を図る。 私立幼稚園等子育て支援金交付規則	市川市に住民登録又は外国人登録している世帯で、同一世帯で養育されている3番目以降の子どもが私立幼稚園等に通園している場合に支給。 市民税所得割額183,000円以下の世帯が対象。	幼稚園等に支払った保育料から、他に受けている補助金を差し引いた金額。 年　額　300，000円(25，000円／月)を限度。 対象者　196人 市川市単独事業(市川市100%)	申請:2月下旬～3月上旬 交付:4月上旬 市→保護者(振込)
○私立幼稚園保護者に対する補助金　計465，426千円(①＋②＋③)					
④	私立幼稚園 幼児教育振興費補助金 決算額:70，593千円 市川市単独事業(100%)	私立幼稚園の設置者に対して、私立幼稚園における教材費等の補助金を交付し、もって幼児教育の振興を図る。 私立幼稚園幼児教育振興費補助金交付規則	市川市内に、学校教育法に基づき設置された私立幼稚園の設置者。	教材費　1，600円／人 教員研修費(園割)　6万円／園 教員研修費(教員割)　9，800円／人 障害児指導費　33万円／人 預かり保育　40万円／人、 80万円／2　120万円／3人を限度 (県から人件費の1/2で　120万円／人、 170万円／2人　220万円／3人以上) 施設設備等整備費　1，44万円／園	概算申請:6月上旬 概算交付:9月上旬 変更申請:2月下旬 追加交付:3月下旬 市→園
⑤※	私立幼稚園 預かり保育事業費補助金 市川市単独事業(100%)	保護者が就労している場合でも児童を幼稚園へ通わせることができるようにすることで、幼児教育の振興と拡大を図り、併せて保育園の待機児童解消に繋げる。 私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱 私立幼稚園預かり保育事業実施要綱	市川市内に、学校教育法に基づき設置された私立幼稚園の設置者。 ○預かり保育開設時間(通常保育時間を除く) ・通常期 月曜日から金曜日　8時00分から17時30分 ・長期休業中 月曜日から金曜日　8時00分から17時30分 (年末年始　12月29日から1月3日は除く)	基本額　2，000，000円/園 加算額　年間の延べ利用人数に応じて12段階 450，000円から1，880，000円 管理費　100円×延べ利用人数	実施指定申請:4月上旬 実施指定通知:4月上旬 概算申請:6月上旬 概算交付:6月中旬 実績報告:4月 清算請求:4月
⑥	私立幼稚園協会補助金 決算額:2，340千円 市川市単独事業(100%)	私立幼稚園で構成する私立幼稚園協会に対し、教職員の研修費及び幼児教育に関する広報活動の経費を補助することにより、幼児教育の振興を図る。 私立幼稚園協会補助金交付規則	私立幼稚園協会	年額2，340，000円	申請:5月 交付:7月 市→協会
○私立幼稚園に関する補助金　計　72，933千円(④＋⑥)					

◎合計538，359千円

※⑤の私立幼稚園預かり保育事業費補助金は、平成23年度から事業が開始されたことにより、22年度の決算額の表記はありません。

私立幼稚園に係る経費（平成22年度決算近隣市比較）

内　　容		市川市	船橋市	千葉市	松戸市	浦安市	備　　考
公立幼稚園設置状況		8園	0園	1園	0園	14園	
私立幼稚園設置状況		32園	45園	93園	40園	5園	
私立幼稚園補助金対象者数 ※1		5,196人	10,956人	16,821人	8,383人	1,124人	
私立幼稚園園児補助金単価　※2		35,000円	37,000円	15,000円～28,000円	25,000円	60,000円	
私立幼稚園保護者に対する補助金額A ※3	私立幼稚園園児補助金 私立幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園等子育て支援金	465,426,000円	1,038,150,000円	1,408,748,000円	745,495,000円	186,592,000円	○私立幼稚園等子育て支援金は市川市の独自補助 ○浦安市は園への運営費補助金で保護者負担額の軽減を図る。
私立幼稚園に関する補助金B ※4	運営費補助金（私立幼稚園幼児教育振興費補助金） 私立幼稚園協会関連補助金 その他（預かり保育等）	72,933,000円	101,295,000円	105,740,000円	34,567,000円	0円	○預かり保育は千葉市（委託料） ○市川市の就労を支援する預かり保育事業は23年度から実施のため含まれていない。
合計（A+B)=C　※5		538,359,000円	1,139,445,000円	1,514,488,000円	780,062,000円	186,592,000円	
私立幼稚園1園当たりの補助金（B/園数）　※6		2,279,156円	2,251,000円	1,136,989円	864,175円	0円	
私立幼稚園園児１人当たりの補助金（A/補助金対象者数）　※7		89,574円	94,756円	83,749円	88,929円	166,007円	
私立幼稚園園児１人当たりの補助金（C/補助金対象者数）　※8		103,610円	104,002円	90,036円	93,053円	166,007円	

※1　補助金の対象者は、園児補助金の対象者数です。
※2　園児一人に対する年額の金額となります。
※3　この欄に記載しております補助金は、各市が実施している補助金で、全て保護者に対する保育料等の軽減を目的とした補助金となります。
※4　この欄に記載しております補助金は、私立幼稚園の設置者や幼稚園協会等に交付している補助金となります。
※5　は各市が私立幼稚園に対する補助金として交付している合計額となります。
※6　は、※4欄の合計額を幼稚園数で割った金額となり、1園あたりに換算した補助金を比較したものです。
※7　は、※3欄の合計額を補助対象者数で割った金額となり、一人あたりに換算した補助金を比較したものです。
※8　は、※5欄の全体の補助金額を一人あたりに換算した補助金を比較したものです。

審議資料16

審議資料17

審議資料4の抜粋

保育料積算比較

2 幼稚園全体に係る経費から算出する保育料

区　　分	① 22年度決算額	② 22年度決算額	③ 22年度決算額
人 件 費	312,837,987 円	312,837,987 円	312,837,987 円
物 件 費	62,233,351 円	62,233,351 円	62,233,351 円
小計	375,071,338 円	375,071,338 円	375,071,338 円
減価償却額等　建物		30,113,455 円	30,113,455 円
土地			81,675,367 円
合計	375,071,338 円	405,184,793 円	486,860,160 円
在園児数(特学を除く)	1,197 人	1,197 人	1,197 人
在園児1人当たりの実経費	313,343 円	338,500 円	406,734 円
係　　数(75%)	0.75	0.75	0.75
係数処理後の実経費	235,007 円	253,875 円	305,050 円
新保育料(年額)	235,000 円	253,800 円	305,000 円
新保育料(月額)	19,500 円	21,100 円	25,400 円

※ 私立幼稚園在園者に対する補助金(園児補助金・就園奨励費補助金)

区　　分	22年度決算額	22年度決算額	22年度決算額
補助金額総計	443,314,650 円	443,314,650 円	443,314,650 円
補助対象者数	5,196 人	5,196 人	5,196 人
園児1人当たりの補助額(年額)	85,318 円	85,318 円	85,318 円
園児1人当たりの補助額(月額)	7,110 円	7,110 円	7,110 円

4 公立幼稚園在園者に対する公費負担(私立幼稚園在園者と同額)控除後

区　　分	22年度決算額	22年度決算額	22年度決算額
公立幼稚園園児1人当りの経費 ①-②	12,390 円	13,990 円	18,290 円

審議資料の説明

この審議資料は、第2回審議会に提示した審議資料4を抜粋した表を基に減価償却額等　建物、土地を加えて計算したものです。
建物は、減価償却額、土地は敷地を借用した場合を想定しての年額使用料となっています。(財政課　資産台帳参考)
①の列は、第2回審議会での計算、②の列は、減価償却額等の建物を加算した場合、③の列は、減価償却額等の建物、土地を加算した場合となっています。

平成22年度幼児教育振興プログラムの主な重点事業の評価

審議資料　18

幼児教育振興プログラムの重点事業				教育振興基本計画の該当事業	平成22年度 計画	平成22年度 実績	平成22年度 評価	用語説明等
☆幼・保・小の連携の推進	1. 教員・保育士の研修の充実 幼稚園教諭と保育士の資質の向上を図るため、幼稚園と保育園等の垣根を越え、保育参観や合同研修会を開催し、相互の理解や指導内容の共通認識を図るため、幼稚園教諭と保育士による「検討会」を設置し、段階的に推進を行っていく。	①相互の保育参観の開催 ○幼稚園と保育園等とで相互の保育参観を実施し、保育の内容や方法などの理解を深める	［目標：8ブロックで実施する］ 平成20年度：隣接している公立幼稚園・保育園を8ブロックごとの単位として、保育参観の実施に向けた協議を行い、実施する園を選定する。 平成21年度：各ブロックで選定された園において、保育参観を実施する。 平成22年度：継続実施 平成23年度：継続実施しながら、私立幼稚園、保育園を含めた保育参観の実施に向け協議を行う。 平成24年度 平成25年度	○幼稚園教諭と保育士との交流 ・幼稚園と保育園などの垣根を越え、幼保相互の保育参観を実施し、相互理解や指導内容の共通認識を図る。	幼保相互の保育参観を実施する	幼稚園園内研究会に保育園21園から延80名 保育園4園の保育参観に幼稚園8園から延12名が参加。 相互参観の継続実施、次年度の新たな取り組みとして相互保育体験や、前年度から要望のあった園児同士の交流を実施することとした。	A 点検及び評価 99ページ	※幼保相互参観アンケート結果 <保育園から幼稚園> 環境、設備が充実していて教材を豊富に使えるところが保育園との大きな差であることに驚きました。 <幼稚園から保育園> 生活の流れ、遊びの様子、保育者の援助の仕方、幼稚園との違いを感じる反面、同じ年齢の子ども達の姿が、抱えている課題や狙いなど、共通している部分もかなりあり考える機会となりました。
		②合同研修会の開催 ○年長担当の公私立幼稚園教諭を対象とした合同研修会の開催 ○年長担当の公私立幼稚園教諭・保育士と小学校1年担当教諭との合同研修会の開催	［目標：毎年1回開催］ 平成20年度：公私立幼稚園で合同研修会開催のための「検討会」の設置 平成21年度：公私立幼稚園教諭の合同研修会の開催 平成22年度：継続実施 平成23年度：公私立幼稚園教諭・保育士・小学校教諭との合同研修会開催のための「検討会」設置及び協議 平成24年度：公私立幼稚園教諭・保育士・小学校教諭との合同研修会開催 平成25年度：継続実施 ※公私立保育園では、すでに全職員研修として、公私立の保育園に関わる研修を行っているほか、保育研修、特別な支援を必要とする子どもの研修など相互に研修会を企画し実施している。	○幼稚園教諭の研修の実施（公私立幼稚園合同研修会） ・公私立幼稚園教諭が相互の特質をふまえ、共通理解・認識を深めるとともに、幼児教育や保育の質の向上を図る。	公私立幼稚園の合同研修会を開催する。	2年目となる公私立幼稚園合同研修会。 私立幼稚園月例研修会7回に公立8園から33名、公立幼稚園主催研修会4回に私立32園のうち、10園26名が参加。 共通課題（実体験）を取り入れた研修企画により、一層の親睦と資質向上が図れた。	A 点検及び評価 97ページ	《公立幼稚園企画研修の一例》 「苦情・批判・攻撃的な保護者とのコミュニケーションのあり方について」
	2. 特別支援学級（ひまわり学級）の拡充	○公立幼稚園では、特別な支援を必要とする子どもに対して、集団の中での育ちあいを基本としながら、通常学級の子どもたちとの触れ合いの中で、基本的生活習慣の自立を目指し、一人ひとりにあった発達を促すため、「ひまわり学級」を設置しているが、今後は、現在の3園からさらに拡充を図っていく。 ○公立保育園では、すでに特別な支援を必要とする子どもの保育を実施しており、健常児とともに過ごし、お互いに刺激を受け合いより良い成長に向けて、今後もきめ細かな実践をしていく。 特別支援学級の拡充		○ひまわり学級（特別支援学級）の充実 ・特別な支援を必要とする子どもに対し、幼稚園の集団の中での育ちあいを基本としながら、通常学級の子どもたちとのふれあいの中で、基本的生活習慣の自立を目指す。	南行徳・大洲・百合台幼稚園でひまわり学級を継続する。	特別に支援が必要な園児に対し、公立幼稚園3園でひまわり学級を開設し、19名の支援が必要な園児に対する指導を行なった。 特別支援学級の充実	A 点検及び評価 97ページ	

幼児教育振興プログラムの重点事業				教育振興基本計画の該当事業	平成22年度			用語説明等
					計画	実績	評価	
☆幼・保・小の連携の推進	3. 幼稚園・保育園等と小学校の連携 幼稚園・保育園等から小学校へのスムーズな接続が図れるよう「幼・保・小の連携」が重要であるため、年間を通じて継続的な協力が図られるよう連携の強化を推進する。	①幼稚園と小学校の連携 ○公立幼稚園は公立小学校と隣接もしくは接近していることから、連携の仕組みを構築しやすい環境となっているため、この条件の中から、「幼小連携推進モデル園・校」を選び、連携についての一層の推進を行う。 ②保育園と小学校との連携 ○すでに公立小学校と交流を持っている保育園が多いが、平成21年度に保育所保育指針が改正されることから、小学校との連携については、それぞれの園の状況により段階的な取り組みを図っていく。	［目標：1組］ 平成20年度：モデル的試行として「幼小連携推進モデル園・校」を公立から1組選定 平成21年度：幼小連携推進モデル園・校で連携メニューについて協議 平成22年度：幼小連携推進モデル園・校で連携メニューの開始 平成23年度 平成24年度 平成25年度 ：継続的拡充の推進	○幼小連携推進モデル園・校設置及び研究の推進 ・幼稚園などが、小学校との連携推進を図るためのモデル的試行として、「幼小連携推進モデル園・校」による実践研究を進める。	二俣幼稚園・二俣小を指定し、連携のあり方を助言する	幼児と児童の交流会や会議、打ち合わせ等を定期的に実施することができた。 会議や研究会に出席したり交流の報告を受けたりして、具体的な助言をすることができた。	A 点検及び評価 99ページ	
		③連絡協議会の設置 ○幼小の連携の理解を深め、小学校へのスムーズな接続を図るため、地域の幼児教育の関係者と小学校の関係者による連絡協議会を設置し、園運営のさらなる充実を図る。	平成20年度：連絡協議会の設置に向け協議 平成21年度：1園をモデル園として連絡協議会を設置 平成22年度：各園が、地域性を協議しながら連絡協議会を設置 平成23年度 平成24年度 平成25年度 ：継続的拡充の推進			【関連】 平成23年度以降、研究の成果を踏まえ連絡協議の設置を検討していく		
				【関連事業】 ○幼稚園及び保育園と小学校の引継ぎに関わるガイドラインに作成と運用 ・就学時の引継ぎを適切に行うためのガイドラインを示すとともに、活用を図る。	ガイドラインに沿った引き継ぎを支援する。	引継ぎの状況を調査し、その結果を幼保小で共有するとともに、ガイドラインを活用した引継ぎについて依頼をした。 要録の送付は、94%の幼稚園・保育園で行われており、情報交換はすべての小学校で行われている。	A 点検及び評価 99ページ	平成21年12月にガイドラインを作成し、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録の写しを就学先へ送付、および幼稚園・保育園と小学校担当者による事前の情報交換の実施を行った。 <情報交換の内容> ・友達関係について ・親子関係について ・親同士の関係について ・アレルギー等を含めた健康状態について ・特別な支援の必要について ・その他、就学後の指導や支援に役立つ内容について

幼児教育振興プログラムの重点事業			教育振興基本計画の該当事業	平成22年度			用語説明等
				計画	実績	評価	
☆子育て支援の充実を図る	4. 子育て支援	①「親子つどいの広場」の開設 ○子育て支援課では、主に乳幼児を持つ子育て家庭の親子が気軽に集い、交流を図る場を提供することで地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進するための事業展開を図っているが、平成20年度では、公立の二俣幼稚園において市内4ケ所目となる「親子つどいの広場」を開設する。			平成20年度に二俣幼稚園内に「親子つどいの広場」開設の旨を示したものであり、既に終了しているため、平成22度の評価はなし		
		②未就園児への施設開放 ○未就園児親子を対象に施設開放を行い、子どもたちが遊びや運動などの触れ合いの時間を通じて健やかな育ちにつなげていく機会を設けたり、親同士の話し合いや触れ合いの場を提供するとともに、集団での遊びを通して子育てを支援する。 【公立幼稚園】 ・公立幼稚園8園においては、それぞれが園の状況や独自性を活かして実施しているが、園庭開放や施設開放の内容について共有化・地域性等を検討するとともに、あらためて明文化して段階的に制度化を図りながら展開していく。 【公立保育園】 ・公立保育園28園において、平成9年度から全園地域交流という形で、地域の親子に園庭や保育室の開放を行ってきているが、今後は参加者の拡充に努める。 【私立幼稚園・私立保育園】 ・それぞれの園によって施設開放などを実施しているが、今後も地域性や園の特性を考慮しながら、地域の子どもの健全育成の視点から継続的に取り組んでいく。		○幼稚園開放・未就園児保育の実施 ・子育て支援事業の一環として、未就園児親子を対象とした保育をはじめ、施設開放を実施し、遊びや運動などのふれあいの時間を通じて、健やかな育ちにつなげ、地域へ子育て支援を提供する。	公立8園で園庭開放・未就園保育事業を継続する。	公立幼稚園における子育て支援の充実を図るため、公立幼稚園8園で園庭開放（延べ961回）未就園保育（延べ119回）を実施した。	A 点検及び評価 101ページ	
		③子育て相談窓口の開設 ○幼稚園や保育園では、子育てに関する相談を実施しているが、公立幼稚園では明確な体制が図られなかったため、相談窓口を制度化するとともに、子育てに喜びが感じられる子育て支援や日常的な子育てを支援していく。 ○私立保育園※7園では、地域子育て支援センターを設置し、未就園児親子の育児相談、憩いの場交流等に力を入れ、7園を軸に他園もバックアップしながら、各園独自の方法で地域子育て支援を前向きに取り組んでいく。 ※ 現時点では、9園	【目標：公立幼稚園8園】 平成20年度：二俣幼稚園に「親子つどいの広場」開設 公立幼稚園の施設開放について協議 平成21年度：公立幼稚園8園で施設開放の実施 公立幼稚園2園で子育て相談窓口を開設 平成22年度：公立幼稚園8園で施設開放の実施 公立幼稚園8園で子育て相談窓口を開設 平成23年度 平成24年度 平成25年度：公立幼稚園8園で施設開放の継続 公立幼稚園8園で子育て相談窓口の継続	○幼稚園の子育て相談窓口設置 ・幼児期の子育てに関し、多様化する悩みを抱える保護者の精神的な負担軽減を図る。	公立8園での実施を目指す	子育て支援の充実を図るため、公立幼稚園8園に子育て相談窓口を設置し、延べ235件の相談に応じた	A 点検及び評価 101ページ	

幼児教育振興プログラムの重点事業		教育振興基本計画の該当事業	平成22年度			用語説明等
			計画	実績	評価	
☆子育て支援の充実を図る		【関連事業】 ○統合教育相談事業 （平成23年度より「幼児教育相談事業」に名称変更） ・公私立幼稚園の統合教育を図るため統合教育相談員（特別支援教育の有識者）を配置し、各園へ訪問して個々の園児に対応した教諭への適正な指導や保護者からの相談業務を実施することで、幼稚園における特別支援教育の充実を図る。	相談員4名体制で公立8園、私立32園を対象に巡回する	<22年度実績> 公私立幼稚園の特別支援教育の推進を図るため、統合教育相談員4名により、公私立幼稚園24園、延べ※678件の相談に応じた。 ※ 上記は平成22年12月末現在相談件数 （ 年間相談件数：延べ900件）	点検及び評価 101ページ	（相談員の職務） 1）特別支援担当教諭の指導および助言 2）当該障害児等の保護者からの相談助言 3）特別支援担当教諭への特別支援に 関する研修実施 4）関係各課、障害児等が通園する予定の小学校等との連携 5）特別支援教育の充実に関すること 【主な相談内容】 ・社会性、コミュニケーション、対人関係の問題 ・発達の遅れ ・言語に関する問題・衝動性のコントロール、落ち着きの問題 ・その他幼児教育一般（しつけ等） 《名称変更について》 「統合教育」とは、障害の有無により区別した上で同じ場で教育していくものという考え方であるが、幼稚園教育の中に取り組まれてきたことに誤解を生じる恐れがあることから、健常児でも、障害を抱えるお子さんであっても、障害の有無に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うという意味で、「特別支援教育」と捉え名称を「統合教育相談」から「幼児教育相談」に変更を行った。

幼児教育振興プログラムの重点事業				教育振興基本計画の該当事業	平成22年度			用語説明等
					計画	実績	評価	
☆子育て支援の充実を図る	5. 子育て講座（親育ち講座）の開催 子育て支援とともに、親育ちの重要性についての理解と認識を図るため、園児の保護者を対象に「親育ち講座」を開催する	※園長及び教員が具体的な「子育てが苦手」「子どもを叱れない」「子育てに自信がない」等の講座内容を検討・研修を行なう。	【目標：各幼稚園で年1回開催】 平成20年度：各幼稚園において開催（参観日などの機会を利用し、保護者対象の「親育ち講座」を園が開催する） 平成21年度：1日体験入園日に開催（幼稚園）専門相談員による{親育ち講座」を開催 平成22年度：継続実施 平成23年度 平成24年度 平成25年度			全体保護者会等、全保護者が集う会を活用し専門相談員による「親育ち講座」を開催		
	6. 幼稚園での預かり保育の実施 地域の実情や家庭の要請に応じ、通常の教育時間終了後に、希望者を対象として、子どもの健康と安全を最優先として、保護者がゆとりをもった子育てができるよう、預かり保育を実施する。 公立幼稚園は、平成20年度より試行的に実施し、実施結果に基づき検証を行う。 私立幼稚園では、すでに13園が実施しているが、地域性等を考慮しながら、さらなる推進を図っていく。		【目標：2園で実施】 平成20年度：公立幼稚園1園で試行実施 平成21年度：公立幼稚園2園で試行実施 平成22年度：実施結果を検証し、今後の方針等を明確にする。 平成23年度 平成24年度 平成25年度			公立幼稚園は4園でリフレッシュとして月2回程度実施。 私立幼稚園では、リフレッシュを中心に預かり保育が実施されているが、今後は就労を支援する預かり保育の推進を図っていく。		
	7. 開かれた幼稚園作り 公立の小・中・特別支援では、すでに評議員制度により、良好な学校運営が行われているが、この制度を公立幼稚園の各園に創設するため、段階的な取り組みを行う。		【目標：8園で実施】 平成20年度：公立幼稚園1園をモデル園として、単独または小学校で包括していくかを検討しながら、評議員制度を目指した協議を行う。 平成21年度：公立幼稚園1園で評議員制度を創設し試行的実施 平成22年度：公立幼稚園各園で評議員制度を実施 平成23年度 平成24年度：継続実施 平成25年度	○幼稚園評議員制度の充実 ・地域に愛される開かれた園づくりを推進し、家庭や地域と連携しながら特色ある幼稚園づくりの展開を図る。	幼稚園評議員制度における職務を拡充し、実績報告による成果と課題などを把握する。	各園おおむね3回実施。 さらに、平成22年度から幼稚園関係者評価（保護者・教職員の自己評価の結果を評価）が導入されたことから、幼稚園評議員からの評価が市教委に報告され、次年度の園運営に活かしていくことができるようになった。	A 点検及び評価 101ページ	平成21年度より、公立幼稚園全園実施の評議員制度創設済 ※幼稚園評議員制度の成果 <幼稚園からの報告一例> ・問題点を捉え、改善するための様々な取り組みを理解いただいた。 ・幼稚園関係者評価を行うことで、幼稚園経営を見直すことができた。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">幼児教育振興プログラムの重点事業</th><th rowspan="2">教育振興基本計画の該当事業</th><th colspan="3">平成22年度</th><th rowspan="2">用語説明等</th></tr>
<tr><th>計画</th><th>実績</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>☆子育て支援の充実を図る</td><td>8. 幼児教育センターの開設
幼児全般に関する総合的な施設として、幼児教育センターの開設を目指していくが、その前段階として「幼児教育センター構想」を策定し、早期開設が可能な機能から順次開設をしていく。

幼児教育センターは、各種機能をもった総合的な施設との位置付けがなされているが、本市の現状を見た場合、段階的に整備していくことが必要と考えられることから、そのはじめとして特別支援関係を主体といた「相談窓口（室）」を開設する。</td><td><table><tr><td>平成20年度</td><td>幼児教育センター構想（計画）を策定
［第1段階として、相談室窓口（室）の開設に向けた協議］</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>相談窓口（室）を開設</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>相談窓口（室）の充実
（研修会や情報提供等、関係機関との連携推進）</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td rowspan="3">相談窓口（室）及びその他機能の拡充</td></tr><tr><td>平成24年度</td></tr><tr><td>平成25年度</td></tr></table></td><td>○幼児教育センターの設置

・幼児教育センターの開設に向け「幼児教育センター構想」を策定、具体的な事業展開に向け検討を行なう。</td><td>幼児教育センター設置に向けた検討結果を報告する</td><td>すでにこども部・教育委員会で実施している3つの幼児教育センター機能について、今年度に実施した幼児教育振興審議会に進捗状況の報告。

さらに、公立幼稚園の果たすべき役割と幼児教育センター機能についても検討を行なうことができた.</td><td>A

点検及び評価

102ページ</td><td>※別添資料
平成22年度審議会報告資料

「こども部・教育委員会で実施している3つの幼児教育センター機能」

平成22年度「公立幼稚園の今後のあり方について」の幼児教育振興審議会の答申も踏まえ市として総合的に、どう取り組んでいくかの検討を行なっていく必要がある。</td></tr>
</table>

◎　幼児教育センター構想・３つの機能と対応状況

平成 22 年度：審議会報告資料

幼児教育センターに求められる機能	機能に対応した施策・事業
①保護者・幼稚園教諭・保育士への教育相談機能 **○教育相談機能** **・家庭を対象とした、各種教育相談への対応及び他機関への連携** **・幼稚園教諭・保育士を対象とした、教育相談やメンタル相談** 【教育相談：教育現場・メール・電話・専門相談員・専門医による相談】	**■こども発達センターによる相談**（発達支援課） ことば・行動・運動情緒等、発達に心配のあるすべての就学前乳幼児（Ｈ２２年度から対象者拡大） 【専門相談員：言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、嘱託医（児童精神科・小児科・整形外科等）】 **■子ども家庭総合支援センターによる相談**（子育て支援課） 妊娠期から１８歳までの子どもと保護者及び関係者への生活習慣、養育・学校生活・しつけ等様々な問題に対応 【専門相談員：社会福祉士・保健士・心理カウンセラー・嘱託医（児童精神科）・家庭児童相談員（元教諭）】 **■すこやか応援隊**（子育て支援課）・・・・・・保育士・栄養士が直接自宅を訪問し、アドバイスを実施。 **■保育園の子育てなんでも相談**（保育課）・・・保育士・看護師・栄養士が保育園で体験を通しアドバイスを実施。 **◆教育センターによる相談** ３歳以上の幼稚園児・小学校・中学校の児童・生徒とその保護者／就学・就園に関すること（就学指導委員会） 【専門相談員：臨床心理士・発達心理士・相談員（元教員等）】 **◆統合教育相談員**（就学支援課） 公私立幼稚園において、障がい児等の教育を担当する教諭からの相談に対する指導及び、保護者からの相談に対する指導・助言を行う。 【臨床心理士・元教諭・特別支援教育関係者】
②保護者・幼稚園教諭・保育士への支援機能 **○研修機能** ・保護者を対象とした研修・講座等の開催 ・幼稚園教諭・保育士を対象とした研修・講座等の開催	**◆家庭教育学級**・・・　市内の公立幼稚園、小・中学校、特別支援学級の他、未就学児童を対象とした「めぐみ・みのり家庭教育学級」を開設し、子育てに関する講座・体験教室等を開催。 （生涯学習振興課） **◆統合教育相談員**・・・・公私立幼稚園教諭への統合教育相談及び幼児教育についての研修、講座を開催。 **■こども発達センター**・・公私立保育園保育士への研修及び、臨床心理士による巡回相談実施。
○調査・研究機能 ・幼児教育や子育てに関する調査・研究を行い、その成果を幼稚園教諭や保育士と共有し提供し、一層の資質の向上を目指す。	**◆公立幼稚園** 公立幼稚園では、特別支援教育も含め、確かな指導力を身につけるため、幼児教育の研究・研修を行っている。 【課題】私立幼稚園を含め、幼児教育や子育てに関する調査・研究成果を他の幼児教育施設と連携し、共有していく必要がある。
○情報提供機能 ・幼児教育に関する情報提供を行い、図書などを配置による子育て支援。 **○啓発機能** ・幼児教育の重要性を理解してもらうため、家庭や地域に向けて啓発活動の推進に努める	**◆公・私立幼稚園** 「幼稚園教育要領」の改正（平成２０年３月文部科学省）により、 **幼稚園は、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割が求められている。** 具体的な役割としては、 ①園内体制の整備や関係機関との連携及び協力②幼児期の教育に関する相談・情報提供。 ③幼児と保護者との登園の受け入れ。④保護者同士の交流の機会の提供など。
③関係機関との調整・連携機能 幼児期からの一貫した支援体制を構築するために、保護者を始め幼・保・小との調整・連携を含め、必要な支援体制の推進を図る。	**◆教育委員会**　（①指導課　②～④教育政策課） ①　幼小連携モデル園・校の推進　②幼稚園・保育園・小学校の引継ぎに関わるガイドラインの作成 ③　公私立幼稚園教諭合同研修会の実施　④幼稚園教諭・保育園保育士相互の保育参観の実施　等

※　◆教育委員会　■こども部

幼児教育振興プログラム新旧対象表

審議資料　19

みんなで育てる心豊かな市川の子ども

市川市幼児教育振興プログラム（旧）

基本理念

1. 生きる力の基礎を培う

【生きる力の基礎を培う基本的な考え方】
(1)健康な心と体と社会性を育む教育を推進する。
(2)情緒豊かな感性を育む教育を推進する。
(3)人と関わる力を育む教育を推進する。
(4)道徳性の芽生えを培う教育を推進する。
(5)身近な出来事に興味や関心を持つことにより、
意欲や探究心を培い生涯学習（知りたい・わかりたい）の
基礎を育む。

2. 幼・保・小の連携の推進

【幼稚園教諭及び保育士の資質の向上】

（1）幼稚園教諭と保育士との両方の免許・資格取得を推進する。

（2）保育の交流を進める。

【幼稚園と保育園等の連携・あり方】

（1）幼稚園・保育園等がそれぞれ持つ機能や特性を活かし、
教職員等の交流の中でお互いの役割を明確化する。
（2）幼児の相互交流を推進する。

（3）公立幼稚園・保育園のあり方を検討する。

（4）特別支援教育の充実を図る

実施計画

1. 教員・保育士の研修の充実

①相互保育参観の開催

②合同研修会の開催

2. 特別支援学級（ひまわり学級）の拡充

市川市幼児教育振興プログラム（新：見直し案）

基本理念

1. 生きる力の基礎を培う

【生きる力の基礎を培う基本的な考え方】
(1)健康な心と体と社会性を育む教育を推進する。
(2)情緒豊かな感性を育む教育を推進する。
(3)人と関わる力を育む教育を推進する。
(4)道徳性の芽生えを培う教育を推進する。
(5)身近な出来事に興味や関心を持つことにより、
意欲や探究心を培い生涯学習（知りたい・わかりたい）の
基礎を育む。

2. 幼・保・小の連携の推進

【幼稚園教諭及び保育士の資質の向上】

（1）特別支援教育の充実を図る

【幼稚園と保育園等の連携・あり方】

（1）幼稚園教諭と保育士との両方の免許・資格取得を推進する。

（2）保育の交流を進める。

（3）幼稚園・保育園等がそれぞれ持つ機能や特性を活かし、
教職員等の交流の中でお互いの役割を明確化する。
（4）幼児の相互交流を推進する。

（5）公立幼稚園・保育園のあり方を検討する。

実施計画

1. 幼稚園教諭及び保育士の研修の充実（幼児教育）

①合同研修会の開催

2. 特別支援教育の充実（ひまわり学級の充実）

3. 幼稚園教諭と保育士の交流による資質の向上

①相互保育参観の開催

参考資料１

市立幼稚園保育料見直しに関わる質問・意見

○ 鈴木　敬子委員（私立幼稚園協会関係者）

公私の格差是正と、公立幼稚園の公費による維持管理のことを考えた場合、教育委員会も過去試算したと思うが、値上げは当然であり、その妥当金額を検討すべきである。

市立幼稚園の保護者代表が保育園に通わせている保護者と比べて恵まれているということを実感し、公立保育園保護者が保育料を上げてもいいのではないか、という保護者の実感を尊重し、地域的にも不公平のあるこの状況を変えるためにも、市立幼稚園保育料は値上げされるべきである。

○ 荻野　千奈委員（公立保育園保護者）

先日の会議では、公立保育園と公立幼稚園の保育料の差に驚き金額を引き上げても良いのでは、と発言いたしました。

しかし、資料等に目を通す中で保育園と、幼稚園では保育料を比べる対象としては、妥当ではないと考えを改めました。

公立幼稚園保育料の見直しについては現行の保育料を据え置きで良いのではと思います。

ただ、義務教育ではないですし、減免制度もあるので滞納がなくなるような対策がこの先必要になってゆくのではないかと思います。

○ 猪瀬　ひろ委員（私立保育園関係者）

市川市に住む子どもたちに豊かな生活を送ってもらうことの必要性は十分感じております。

市立幼稚園の保育料の問題については、各方面の皆様方のご意見をお聞きしながら感じたことは、やはり公私立の格差はあまり大きくない方がよろしいと感じました。

市町村ごとの比較では市川市は高いとお聴きしましたが、私立幼稚園に比べると保育料がかなり低く格差が大きいように感じられました。

市川市に住む子ども達の育ちの中では格差は良いことではなく、社会経済情勢を勘案し格差是正のため私立幼稚園への助成拡大や市立幼稚園保育料の定期的な見直しを行い、その結果多少の増額はやむをえないものと感じております。

子ども達が豊かな生活を保障することが大前提であり、設置主体での格差はできるだけ取り除き、保護者に無理がなくこどもに豊かな生活を保障していくことが大事であり、今の経済状況から保護者に負担がかからないように私立幼稚園の運営に支障が出ない

ように対応していく必要があると思います。

○田中　明美委員（前市川市公立幼稚園 PTA 連絡協議会副会長）

幼児教育・保育の状況は、子育て家族が住んでいる地域が、とても関係していると思います。

公立園の保育料は、市町村ごとで決められていて、どの地域に住んでいるかで違いがあることも子育てをするようになってから知りました。

公費負担も公立・私立幼稚園、公私保育園とでは、それぞれ「違う」ということを、認識してはいますが、それがどのような訳で、それぞれに分けられているのかは、まったく知りません。

市川市に住んで公立幼稚園の保育料が、どうかという事は周辺に知り合いが増えてきてからです。

これから子育てする家族が、市川市に住み市川内の園に通って行きたいと思う保育料であって欲しいと思います。

幼児教育において安かろう悪かろうでは、子育てしている親として選択することは考えにくいのですが、高価な保育料のわりに満足のいかない状況でも、親としては納得いかないと思います。

それでも、どうしても、選択の余地がない家庭もあります。

私がいろいろな方と話して感じるのは、仕事がなくても、働いて

お金がかかっても、公立・私立幼稚園でなく、できれば保育園に預けたいと思う母親もおもいのほか多くいるんだな、と。

ですので、公立・私立幼稚園の保育料是正も必要かと思いますが、市川市のすべての子育て家族に開かれた、幼児教育・保育を提供していただきたいと思います。

今、現在どのような子育て家族がこの地域に住んでいるのか、この先どのような子育て家族が住んでいるのか、ニーズをはやく把握してくみとらないと子育て家族は、ずっと子育て家族ではないし、保育所（園）にと考える家族もますます多くなるかもという気がします。

○稲葉　健二委員（学識経験者）

基本的な経費の比較として、単純な在園児一人当たりの実経費は313,343円である。

私立幼稚園との比較には、市立幼稚園と同じ２年保育を前提に私立幼稚園に必要な入園金の平均を２年で割った数字を加えて計算すべきと考えます。

２２年度の平均入園料を 66,000 円とすると、1 年分は 33,000 円となる。

私立幼稚園の補助金の平均 7,110 円を年間にすると、85,320 円。

ここから入園金１年分を引くと 52,320 円。これを月に徐すると4,360 円。ただし、この計算の仮定を私立幼稚園の３年保育とした場合は、１年分が 22,000 円となり月の金額は 5,277 円になります。

２年保育と３年保育の差は 917 円です。

本来ならば実経費で考えると、市立幼稚園は一人当たり月約 26,100円ここから受益者負担分割合 0.75 をかけると 19,500 円

ここから、上記 4,360 円を引くと 15,140 円となる。この数字が見直す際のたたき台であると考えます。加えて算出に対して計算されていない、土地建物の減価償却費、修繕費等を考えると実経費は提案

数字より多くなると推測されます。

現在の保育料の 10,000 円を考える場合、公立幼稚園園児一人当たりの経費 15,000 円強で論議されるべきであると思います。（受益者負担分割合が 100%の場合は論議される金額は 21,740 円となる）

もちろん時代を鑑み、保育料の支払い余力の少ない方への配慮は必要であります。市立幼稚園では、現在も所得の低い世帯に対して保育料の減免なども行われております。

また、私立幼稚園も所得に応じた補助金の制度により負担軽減は行われている。

他市との比較については、市の運営状況を基本に判断することであり、各市ごとに施策や幼稚園の設置背景が違うので、一概に数字だけの判断や比較はできないと考えられる。

前回の改定が平成１５年であり、平成２５年度改正には１０年という期間を経ることとなり、短期間での見直しとはならない。

市立幼稚園は全市にまたがり設置されているものではなく、全市民に対してのサービス事業としては成り立たない。もともと特定の地域に設置されていること、学区により特定地域の市民のみ受益できる施設である。本来ならば受益者負担の区分も「特定の市民が対象

であり、利用も特定されるサービス」に該当されると考え、受益者負担率も現在の 75%ではなく、100%が適当ではないかとも考える。（上記計算に 100%の場合の仮定も提示しました）

以上のことにより、保育料を現状に据え置くことは難しいと思います。

参考資料 2

◆保育園保育料の設定

保育園保育料については、国の保育所徴収金（保育料）基準額表に基づき、地域の保育単価を限度額として、市町村ごとに設定しています。

市川市の保育園保育料は、基本的に3年毎に市川市社会福祉審議会に諮問して保育料についての審議を行っているとともに、以下の方策により保護者の負担を軽減しています。

（1）国の保育所徴収金（保育料）基準額表の約80%に設定
（2）国の保育所徴収金（保育料）基準額表の所得階層8区分を26区分に細分化
（3）所得の低い世帯の保育園保育料の無料化
（4）年齢区分に3歳児の保育園保育料を追加（国は3歳未満児と3歳以上児）
（5）第3子以降の保育料の無料化

◆保育園運営総経費の構成（平成22年度）

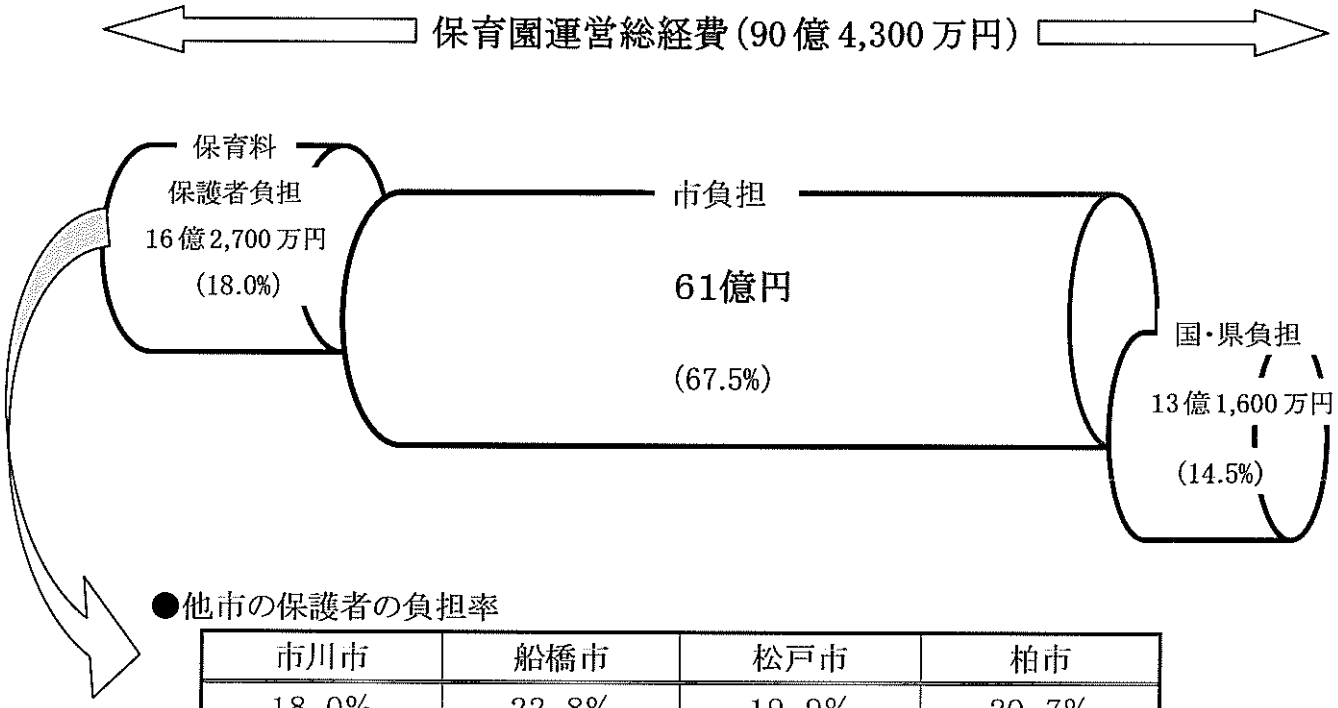

●他市の保護者の負担率

市川市	船橋市	松戸市	柏市
18. 0%	22. 8%	19. 9%	20. 7%

平成２３年度保育園保育料徴収額表

（単位：円）

在籍児童の属する世帯の階層区分				保育料徴収基準額（月額）（第1子）			第2子の保育料					第3子以降の保育料	国基準保育料（参考）	
							3歳未満児 ※(1)参照							
階層区分	定義 ※この表中の「第1子」とは、保育園に在園している児童のうち最も年齢の高い児童（同じ年齢の場合はそのうちの1人）、「第2子」とは、「第1子」の次に年齢の高い児童をいいます。在園中の児童が世帯に1人だけの場合は、その児童が「第1子」となります。			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児（1子）と3歳未満児（2子）	3歳児（1子）と3歳未満児（2子）	4歳以上児（1子）と3歳未満児（2子）	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯			0	0	0	0	0	0	0	0	無料 ※(2)参照	0	0
B	A階層を除く前年度分の市区町村民税及び所得税非課税世帯			0	0	0	0	0	0	0	0		9,000	6,000
C	A階層及びB階層を除く前年分の所得税非課税世帯	1	前年度分の市町村民税均等割の額のみ課税されている世帯	7,800	6,600	6,600	3,900	3,900	3,900	3,300	3,300		19,500	16,500
		2	前年度分の市町村民税所得割6,500円未満の世帯	8,800	7,500	7,500	4,400	4,400	4,400	3,700	3,700			
		3	前年度分の市町村民税所得割6,500円以上の世帯	9,800	8,300	8,300	4,900	4,900	4,900	4,100	4,100			
D	A階層及びB階層を除く前年分の所得税課税世帯	1	前年分の所得税の額　5,000円 未満	17,000	15,000	15,000	8,500	8,500	8,500	7,500	7,500		30,000	27,000（保育単価限度）
		2	5,000円 ～ 10,000円 未満	19,500	17,500	17,000	9,750	9,750	9,750	8,750	8,500			
		3	10,000円 ～ 20,000円 未満	22,500	20,000	19,000	11,250	11,250	11,250	10,000	9,500			
		4	20,000円 ～ 30,000円 未満	25,000	21,500	20,000	12,500	12,500	12,500	10,750	10,000			
		5	30,000円 ～ 40,000円 未満	28,000	23,000	21,000	14,000	14,000	14,000	11,500	10,500			
		6	40,000円 ～ 60,000円 未満	33,000	27,000	23,000	16,500	16,500	16,500	13,500	11,500		44,500	41,500（保育単価限度）
		7	60,000円 ～ 80,000円 未満	38,000	28,000	24,000	19,000	19,000	19,000	14,000	12,000			
		8	80,000円 ～ 103,000円 未満	41,000	29,000	25,000	20,500	20,500	20,500	14,500	12,500			
		9	103,000円 ～ 133,000円 未満	47,000	30,000	25,000	23,500	23,500	23,500	15,000	12,500		61,000	58,000（保育単価限度）
		10	133,000円 ～ 163,000円 未満	50,000	30,000	25,000	25,000	25,000	25,000	15,000	12,500			
		11	163,000円 ～ 193,000円 未満	51,000	30,500	26,000	25,500	25,500	25,500	15,250	13,000			
		12	193,000円 ～ 233,000円 未満	52,000	30,500	26,000	26,000	26,000	26,000	15,250	13,000			
		13	233,000円 ～ 273,000円 未満	53,000	30,500	26,000	26,500	26,500	27,000	15,250	13,000			
		14	273,000円 ～ 313,000円 未満	54,000	30,500	26,000	27,000	27,000	28,000	15,250	13,000			
		15	313,000円 ～ 363,000円 未満	55,000	30,500	26,000	27,500	27,500	29,000	15,250	13,000			
		16	363,000円 ～ 413,000円 未満	56,000	30,500	26,000	28,000	28,000	30,000	15,250	13,000			
		17	413,000円 ～ 513,000円 未満	62,000	33,000	27,000	31,000	31,000	35,000	16,500	13,500		80,000（保育単価限度）	77,000（保育単価限度）
		18	513,000円 ～ 623,000円 未満	63,000	33,000	28,000	31,500	31,500	35,000	16,500	14,000			
		19	623,000円 ～ 734,000円 未満	64,000	33,000	28,000	32,000	32,000	36,000	16,500	14,000			
		20	734,000円 ～ 1,113,000円 未満	68,000	34,000	28,000	34,000	34,000	40,000	17,000	14,000		104,000（保育単価限度）	101,000（保育単価限度）
		21	1,113,000円 ～	70,000	34,000	28,000	35,000	36,000	42,000	17,000	14,000			

※保育園保育料を算定する際の所得税計算に、次の規定は適用されませんのでご注意ください。

○住宅借入金等特別控除　○住宅耐震改修特別控除

○住宅特定改修特別税額控除　○認定長期優良住宅新築等特別控

○配当控除並びに外国税額控除　○電子証明書等特別控除

※上記保育料表の年齢区分は、平成23年4月2日時点の満年齢とし、その年度中に限り変更はありません。

※保育園保育料の軽減策について

（1）2人の児童が保育園、幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む）、認定こども園、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、簡易保育園、ファミリーまま（家庭保育制度）に通園・通所、または児童デイサービスを利用している就学前児童がいる場合、第2子の保育料は上記表のとおりとなります。

また、同一世帯から3歳未満児と3歳以上児の2人が入園している場合の第2子の保育料は※印（1）のとおりになります。

（2）市川市内に住み、同一世帯で養育されている子のうち、第3子以降の保育料は無料となります（前年分の所得税713,000円以上及び保育園保育料に滞納のある世帯を除く）。この要件に該当しない世帯のうち、3人以上の児童が上記施設に通園・通所している場合、第3子以降の保育料は無料となります。